

開 発 行 為 等 に 関 す る 申 告 書

1	申告書提出年月日	年 月 日		7			
2	建築確認申請者住所及び氏名	ⓐ		7	ア 新 築 イ 用途の変更を伴う改築 ウ 用途の変更を伴わない改築		
3	敷地となる土地を含む区域の都市計画の区域区分	ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ 未線引区域		7	エ 増 築		
4	敷地となる土地の面積	m ²	8	建築(新築・改築・増築)床面積	m ²		
5	建築を行うために開発行為を伴うことの有無	ア 伴 う イ 伴わない		9	用途の変更を伴う改築床面積	m ²	
6	開発行為を伴う場合の開発区域の面積	m ²		10	建築物の用途		
11	敷土地地とのな表示	所	在	地 番	地 目	面 積	
						m ²	
12	都市計画法第二十九条または第四十三条に関する事項	(1) 市街化区域・調整区域・未線引区域共通	ア 都市計画法第29条第3号に規定する公益施設の建築	(2) 市未街線化引区域	ア 市業け街区の地域建築に事お	(ア) 土地区画整理事業区域内	
			イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築			(イ) 工業団地造成事業区域内	
			ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築			(ウ) 新住宅市街地開発事業区域内	
			エ 公有水面埋立事業竣工許可前の土地における建築			(エ) 市街地再開発事業区域内	
			オ 非常災害のため必要な応急措置としての建築		イ 既存(従前)建築物の敷地における建築		
			カ 車庫・物置等附属建築物の建築		ウ { 3000平方メートル(政令で定める規模) } 未満の造成地 { 1000平方メートル(政令で定める規模) } (道路位置指定等)における建築		
		(3) 市調街整区域	キ 開発許可を受けた造成地における建築	ア 法第43条の許可を受けた建築物の建築			
			ク 住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築	イ 開発行為を伴わない増築			
				ウ 用途の変更を伴わない改築			
				エ 政令第20条第1号から第4号までの農林漁業用建築物			
(4) 市街化調整区域内	ア 農林漁業住宅または政令第20条第5号の90平方メートル以内の農林漁業用建築物						
	イ 物品の販売等を行う50平方メートル以内の店舗、事業場等で業務用の面積が2分の1以上(開発行為を伴う場合は、敷地100平方メートル以内)のもの建築(政令第22条第6号、第35条第3号)						
(5)	{ 未線引区域 } { 市街化区域内 } (1)および(2)以外の { 3000平方メートル(政令で定める規模) } { 1000平方メートル(政令で定める規模) } 以上の開発行為を伴う建築物の建築						
(6)	市街化調整区域内で(1)から(4)までに掲げる土地の区域以外における建築または(1)から(4)までに掲げる建築物以外の建築						
適 要	君津土木事務所						
13	農地転用の許可または届出受理の番号および年月日						
※ 確 認 欄	上記事項につき確認したところ	1 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認める。 2 都市計画法附則第4項の規定に適合すると認める。 3 別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。 4 都市計画法に基づく許可(第 条)を受ける必要を認める。					
	市町村開発許可担当部課	課 長		主 幹		係 長 主 任	年 月 日
	君津土木事務所	所 長		課 長		主 任	年 月 日